庁　　議

日時：　5月21日（火）AM8：30　<庁議室>

◇◇◇

16. 財産の取得について　消防長
（災害対応特殊救急自動車・災害対応特殊消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型））

17. 財産の取得について　教育部長

【連絡事項】

１．上海市嘉定区及び北茨城市との交流の推進について　企画部長

２．取り下げ

３．ＢＵＳターミナルおおた駐車場利活用事業に係る公募型プロポーザルの審査結果について　企画部長

４．ＮＴＴ東日本とのＲＰＡ活用実証実験に関する合意書の締結について　企画部長

５．平成３０年度相談業務等の実績報告について　市民生活部長

６．平成３０年度太田市消費生活センター相談実績報告について　市民生活部長

７．平成３０年度「社会福祉法人に対する一般監査」及び「介護サービス事業者に対する実地指導」の実施結果の概要について　福祉こども部長

８．令和元年度太田市金婚・ダイヤモンド婚祝記念式典について　健康医療部長

９．平成３０年度環境白書について　産業環境部長

10. 太田市八王子山公園墓地墓石撤去費用助成金交付規則について　行政事業部長

11. 太田市立太田養護学校の群馬県への移管について　教育部長

12. 太田市立北中学校区義務教育学校の校名選定について　教育部長

【その他】

１．６月定例会日程表について　議会事務局長

２．太田市監査基準の策定について　監査委員事務局長

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. １

●内　容　【　1.協議事項】
〇公　開　【　1.可　】
〇公開時期【　2.委員会・委員会協議会後 】

企画部長　氏名　正田　吉一　　内線　２２００

◇◇◇

５月　２１日　庁議提出案件　　資料No. ２

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後 】

企画部長　氏名　正田　吉一　　内線　２２００

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. ３

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後　】

企画部長　氏名　正田　吉一　　内線２２００

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. ４

●内　容　【　1.協議事項 】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後 】

総務部長　氏名　髙島　賢二　　内線２３００

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. ５

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会後　】

総務部長　氏名　髙島　賢二　　内線（TEL）2300

◇◇◇

② 市民税の不申告に関する過料（第36条の4）

第36条の2の改正に伴う規定を整備するもので、字句の整備及び項ずれを修正するものです。

⑶ 施行期日

① 上記⑴①、⑴②、⑵①、⑵②　：令和2年1月1日

② 上記⑴③　：令和3年1月1日

2 軽自動車税関係

⑴ 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例（附則第15条の2⇒附則第15条の2の3）

自動車メーカーによる不正行為に基因して納付不足額が生じた場合における環境性能割の賦課徴収の特例の規定を新設するものです。

条文記載　：　附則第15条の2　⇒　同条2の3とし第2項及び第3項　を加える。

施行期日　：　令和元年10月1日

⑵ 軽自動車税の環境性能割の非課税（附則第15条の2）及び軽自動車税の環境性能割の税率の特例（附則第15条の6）

令和元年10月1日に導入される環境性能割について、税率の適応区分の見直しに伴う特定期間（令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間）に自家用乗用車を取得した場合、軽自動車税の環境性能割を非課税及び1%分軽減する臨時的軽減の規定を新設するものです。

条文記載　：　附則第15条の2の新設（1%　⇒　非課税）

附則第15条の6に第3項を加える。（2%　⇒　1%に軽減）

施行期日　：　令和元年10月1日

〇軽自動車（自家用）の改正イメージ

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>税　率
（現行：令和元年10月1日から）</th><th>臨時的軽減
（改正後）</th></tr>
<tr><td colspan="2">電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車等</td><td rowspan="4">非課税</td><td rowspan="4">非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ガソリン車
ハイブリッド車
LPG車</td><td>令和2年度基準+20%達成</td></tr>
<tr><td>令和2年度基準+10%達成</td></tr>
<tr><td>令和2年度基準達成</td><td>1．0%　⇒</td></tr>
<tr><td>平成27年度基準+10%達成</td><td rowspan="2">2．0%　⇒</td><td rowspan="2">1．0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">左記以外の3輪以上の軽自動車</td></tr>
</table>

※ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車に適用する排ガス要件は、平成30年度排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年度排出ガス基準75%低減達成車に限る。

※環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※免税点　：　通常の取得価額が50万円以下の3輪以上の軽自動車に対しては、課税されない。

⑶ 日本赤十字社の所有する3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例（附則第15条の2の2）

軽自動車税の環境性能割の非課税について、当分の間、賦課徴収を行う県と市で取扱いを合わせる必要があることから、減免の取扱いと同様に、市税条例の附則に軽自動車税環境性能割の非課税の範囲の特例を新設するものです。

条文記載 ： 附則第15条の2の2の新設

施行期日 ： 令和元年10月1日

⑷ 軽自動車税の種別割の税率の特例（附則16条）

軽自動車税において講じられている一定年数を経過した軽自動車の税率を重くする重課の規定を整備するとともに、燃費性能等の優れた軽自動車の税率を軽減する軽課について、適用期限の延長と軽減措置の要件を規定するものです。

① 軽自動車税のグリーン化特例（重課）の規定を整備する。（第1項の改正）

② 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。（第2項から第4項を加える改正）

③ 令和4年度分及び令和5年度分の軽課の対象を電気軽自動車等に限ったものとする。（第5項を加える改正）

〇軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の改正イメージ

【⑷②による改正後（2年間延長）】

取得期間 ： 平成31年4月1日～令和3年3月31日

軽課年度 ： 令和2年度・令和3年度（新規登録時のみ）

施行期日 ： 令和元年10月1日

区　　分	軽減率
電気自動車・天然ガス自動車	75%軽減
令和2年度基準+30%達成の軽乗用車	50%軽減
令和2年度基準+10%達成の軽乗用車	25%軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年度排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

⇩

【⑷③による改正後（電気自動車等のみ軽減）】

取得期間 ： 令和3年4月1日～令和5年3月31日

軽課年度 ： 令和4年度・令和5年度（新規登録時のみ）

施行期日 ： 令和3年4月1日施行

区　　分	軽減率
電気自動車・天然ガス自動車	75%軽減
令和2年度基準+30%達成の軽乗用車	軽減なし
令和2年度基準+10%達成の軽乗用車	軽減なし

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年度排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

⑸ 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例（附則第１６条の２）

自動車メーカーによる不正行為に基因して納付不足額が生じた場合における種別割の賦課徴収の特例の規定を新設するものです。また、附則第１６条の改正に伴い、項ずれを修正するものです。

① 条文記載 ： 附則第１６条の２の新設
施行期日 ： 令和元年１０月１日施行

② 条文記載 ： 附則第１６条の２中 第４項 ⇒ 第５項 に改める。
施行期日 ： 令和３年４月１日施行

３ その他

令和元年６月定例会に議案を提出します。

＊問い合わせ先　　総務部 市民税課 諸税係　　内線 2391 ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ 47-1931

５月２１日　庁議提出案件　　資料No.　６

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後　】

福祉こども部長　氏名　堤　順一　内線　２５００

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. ７

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後　】

福祉こども部長　氏名　堤　順一　　内線２５００

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No.　８

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後　】

健康医療部長　氏名　岡島　善郎　　内線３４００

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. ９

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長　氏名　赤坂　高志　　内線　２８００

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. 10

●内　容　【　1.協議事項 】
〇公　開　【　1.可 】
〇公開時期【　2.委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長　氏名 赤坂　高志　　内線　２８００

◇◇◇

５月　２１日　庁議提出案件　　資料No. １１

●内　容　【　1.協議事項 】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長　氏名　赤坂　高志　　内線（TEL）２８００

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. １２

●内　容　【　1.協議事項 】
〇公　開　【　1.可　】
〇公開時期【　2.委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長　氏名　赤坂　高志　　内線（TEL）２８００

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. １３

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後】

都市政策部長　氏名　赤坂　高志　　内線（TEL）２８００

◇◇◇

損害賠償の概要表

	専決処分日	損害賠償額 （損害額）	市過失 割合	事故概要
１	令和元年５月８日	102,515円 (102,515円)	１０割	平成３０年１１月２４日、大島市営住宅内において、上階の給湯管破断に伴い天井及び壁より水漏れが発生したため、家財等を損傷させ、相手方に損害を与えたものです。
２	令和元年５月８日	168,114円 (168,114円)	１０割	平成３０年１１月２４日、大島市営住宅内において、上階の給湯管破断に伴い天井及び壁より水漏れが発生したため、家財等を損傷させ、相手方に損害を与えたものです。
３	令和元年５月８日	3,390円 (3,390円)	１０割	平成３１年３月５日、韮川市営住宅内において、玄関ドアに設置されているドアクロザー本体部分を覆うカバーが、経年劣化により固定部が破損し脱落し、相手方の左側頬に当たり、痛みが生じ治療が必要になるなど相手方に損害を与えたものです。

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. １４

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後　】

消防本部消防長　　氏名　石澤光之　　TEL　33-0201

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. １５

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後　】

消防長　氏名　石澤　光之　　内線（TEL）33-0202

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No.16

●内　容　【　1.協議事項　】
〇公　開　【　1.可　】
〇公開時期【　2.委員会・委員会協議会後】

消防本部消防長　氏名　石澤　光之　　内線（TEL）33-0200

◇◇◇

５ 月　２１日　庁議提出案件　　資料No. １７

●内　容　【 1.協議事項 】
○公　開　【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

教育部長　氏名　高橋　徹　（TEL）２０－７０８１

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No.　１

●内　容　【　2.連絡事項 】
〇公　開　【　1.可　】
〇公開時期【2.委員会・委員会協議会後 】

企画部長　氏名　正田　吉一　　内線２２２０

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No.　３

●内　容　【　2.連絡事項 】
〇公　開　【　1.可　】
〇公開時期【2.委員会・委員会協議会後 】

企画部長　氏名　正田　吉一　　内線２２２０

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No.　４

●内　容　【　2.連絡事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.合意書締結後　】

企画部長　氏名　正田　吉一　　内線２２００

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. ５

●内　容　【　2.連絡事項 】
〇公　開　【　1.可 】
〇公開時期【　2.委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長　氏名　石坂　之敏　　内線（TEL）２４００

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. ６

●内　容　【　2.連絡事項 】
〇公　開　【　1.可　】
〇公開時期【　2.委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長　氏名　石坂　之敏　内線（TEL）２４００

◇◇◇

５月　２１日　庁議提出案件　　資料No. ７

●内　容　【　2.連絡事項 】
〇公　開　【　1.可　】
〇公開時期【　2.委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長　氏名　堤　順一　　内線　２５００

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. ８

●内　容　【2.連絡事項 】
〇公　開　【1.可】
〇公開時期【2.委員会・委員会協議会後】

健康医療部長　氏名　岡島善郎　内線（TEL）3400

◇◇◇

5月　21日　庁議提出案件　　資料No. ９

●内　容　【 2.連絡事項 】
○公　開　【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

産業環境部長　氏名　有本　尚史　　内線２６００

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. １０

●内　容　【　2.連絡事項 】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後 】

行政事業部長　氏名　飯塚　悦雄　　内線（TEL）0277-78-2840

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No.11

●内　容　【　2.連絡事項 】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後 】

教育部長　氏名　髙橋　徹　（TEL）20-7080

◇◇◇

５月２１日　庁議提出案件　　資料No. １２

●内　容　【　2.連絡事項 】
〇公　開　【　1.可　】
〇公開時期【　2.委員会・委員会協議会後 】

教育部長　氏名　高橋　徹　　（TEL）２０－７０８５

◇◇◇